

任意共済保険・医療保障保険に2年を超えて継続加入されている退職者のみなさまへ

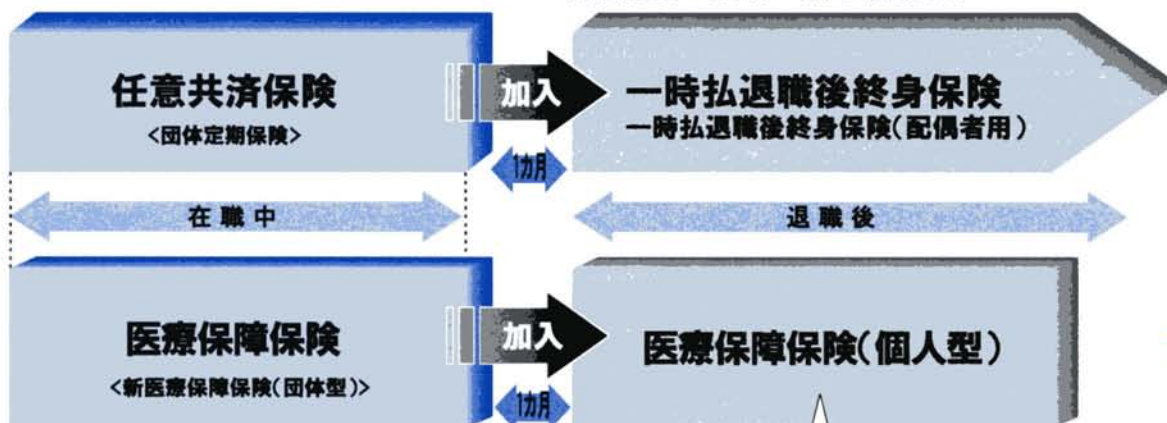
退職者終身保障保険

一時払退職後終身保険
 一時払退職後終身保険(配偶者用)
 医療保障保険(個人型)

ご加入のご案内

在職中に「任意共済保険・医療保障保険」に2年を超えて継続加入されていた方は、退職後も死亡・高度障害・入院保障の保険に加入できます。

(制度脱退後1カ月以内にご加入が必要です。)



〈ご注意〉

この退職後の医療保障保険(個人型)には手術給付金・退院後通院給付金はありません。また、1泊2日以上4日以内の入院給付金もありません。

特徴

一時払退職後 終身保障

- 契約時の診査はなく、お申込み手続きは簡単です。
- ご夫婦で加入できます。
- 年2回(1月1日・7月1日)加入できます。

医療保障保険 (個人型)

- 保険料のお払込みは契約時のみ(一時払)となります。
- 退職後の保障は終身保障です。
- 配当金が生じた場合は積立てられます。
- 途中で解約された場合は、解約払戻金があります。

- 退職後の入院を保障する保険です。
- 保険期間は1年間。自動更新制度で年齢69歳6カ月まで更新加入できます。

お申込みにあたっては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり一定款・約款」等に、当パンフレット記載以外に、保険金・給付金等をお支払いできない場合を含むご契約の内容に関する重要な事項を記載しておりますので、必ずご確認ください。

なお、当パンフレット(「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり一定款・約款」等を含みます。)は、お申込みいただきました後も大切に保管ください。

退職者終身保障保険に関するお問合せ先

ニッセイ団体保険コールセンター

フリーダイヤル (通話料無料) 0120-231-608 または 0120-779-556

受付期間:平成19年10月1日(月)~平成19年11月16日(金)

受付時間:9:00~17:00(土・日・祝日はお取扱いしておりません。)

日本生命保険相互会社

加入依頼書
提出締切日

平成19年11月5日(月)までに
係の方へご提出ください。

全国町村会・都道府県町村会

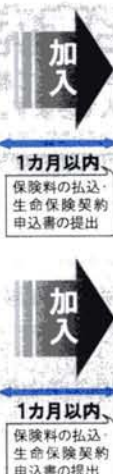
退職後のご夫婦の生活保障に役立ちます！任意共済保険に2年を超えて継続加入し、退職された方がご加入になれます。

＜ご契約例：60歳職員男性＞

- 任意共済保険(死亡保険金額1,000万円)に退職日まで継続して2年を超えてご加入
- 医療保障保険(入院給付金日額5,000円)に退職日まで継続して2年を超えてご加入
- 一時払退職後終身保険のご契約
 - 〔任意共済保険からのご加入〕
 - ▼死亡・高度障害保険金額…1,000万円
 - ▼一時払保険料…7,780,300円
- 医療保障保険(個人型)のご契約
 - 〔医療保障保険からのご加入〕
 - ▼入院給付金日額…5,000円
 - ▼死亡保険金額…50万円
 - ▼年払保険料…64,300円

【団体定期保険】

任意共済保険
2年を超えて継続加入
【新医療保障保険(団体型)】 医療保障保険
退院後通院給付金
手術給付金
入院給付金 (2日以上入院の場合、1日目から支払) (1入院124日分限度) (通算1,000日分限度)



【一時払退職後終身保険】

死亡・高度障害 保険金	終身保障
解約払戻金	
【医療保障保険(個人型)】	
退院後通院給付金・手術給付金はありません	
入院給付金 (5日以上入院の場合、5日目から支払) (1入院120日分限度) (通算700日分限度)	
死亡保険金	

69歳6カ月まで更新できます
〔自動更新〕

プラス (任意付加)

プラス

任意付加

医療保障保険(個人型)

一時払退職後終身保険にご加入の方のみお申込み可能。

加入資格	職員 医療保障保険(個人型)の契約日前日まで医療保障保険[新医療保障保険(団体型)]に継続して2年を超えて加入されていた方※医療保障保険[新医療保障保険(団体型)]脱退後1カ月以内にご加入が必要です。
配偶者	医療保障保険(個人型)の契約日前日まで医療保障保険[新医療保障保険(団体型)]に配偶者として継続して2年を超えて加入されていた方(ただし、配偶者のみで加入することはできません。) ※医療保障保険[新医療保障保険(団体型)]脱退後1カ月以内にご加入が必要です。
更新年齢	職員 配偶者 最長年齢69歳6カ月までの方
入院給付金日額	職員 医療保障保険[新医療保障保険(団体型)]の脱退時に加入されていた入院給付金日額の範囲内でかつ、5,000円・3,000円から選択いただけます。(12,000円、10,000円、8,000円に加入されていた方は5,000円以下のご加入が必要です。)
配偶者	3,000円のみとなります。
死亡保険金額	職員 配偶者 入院給付金日額5,000円の場合50万円、入院給付金日額3,000円の場合30万円となります。
保険期間	保険期間は1年です：保険期間満了日の2週間前までにご契約者から更新しない旨のお申し出がない限り、自動的に更新されます。(ただし、更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が69歳6カ月以下である場合に限りです。) ※ご契約日の詳細な取扱については、裏面「ご契約に際して」「ご契約日(責任開始日)」をご確認ください。
保険料	年払となります。(毎年口座振替) 更新後の保険料は更新後の被保険者の年齢およびその時点の保険料率により計算します。

必ずお読みください

- ※手術給付金・退院後通院給付金のお支払いはありません。
- ※入院給付金は5日以上継続して入院されたときに5日目からのお支払いとなります。
- ※入院給付金は1入院120日分、通算700日分が支払限度となります。

保険料表(年払)	職員	配偶者	入院給付金日額		死亡保険金額		45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳
			不慮の事故による傷害または疾病で5日以上入院された場合	死亡された場合	50万円	30万円	—	16,383円	21,102円	27,702円	38,580円
	5,000円 ×(入院日数-4日)※	3,000円 ×(入院日数-4日)※	50万円	30万円	—	16,383円	21,102円	27,702円	38,580円	38,580円	56,394円

※入院開始日からその日を含めて4日間はお支払いの対象となります。
●上記保険料は平成20年1月1日加入を前提としておりますが、将来改定される場合があります。
●更新後の保険料は更新日の被保険者の年齢およびその時点の保険料率により計算します。また更新後のご契約には更新日の約款を適用します。
●被保険者の年齢は加入日現在の満年齢で計算し、1年未満の端数については6カ月以下のものは切捨て、6カ月を超えるものは切上げて計算します。

一時払退職後終身保険・一時払退職後終身保険(配偶者用)

加入資格	職員 一時払退職後終身保険の契約日前日まで任意共済保険に継続して2年を超えて加入されていた方 ※任意共済保険脱退後1カ月以内にご加入が必要です。
配偶者	一時払退職後終身保険(配偶者用)の契約日前日まで任意共済保険に配偶者として継続して2年を超えて加入されていた方(ただし、配偶者のみで加入することはできません。) ※任意共済保険脱退後1カ月以内にご加入が必要です。
契約年齢	職員 年齢49歳6カ月超65歳6カ月以下の方
配偶者	年齢44歳6カ月超65歳6カ月以下の方
保険金額	職員 任意共済保険の脱退時の保険金額の範囲内でかつ100万円以上(10万円単位)3,000万円以下となります。
配偶者	任意共済保険の脱退時の保険金額の範囲内でかつ100万円以上(10万円単位)800万円以下とし、職員の加入保険金額と同額以下となります。
保険期間	契約日(責任開始日)から終身です。 ※ご契約日の詳細な取扱については、裏面「ご契約に際して」「ご契約日(責任開始日)」をよくお読みください。
保険料	加入時一時払となります。
配当金	ご契約後2年目からの配当金がある場合、ご契約消滅日まで日本生命保険相互会社で所定の利息をつけて積み立てておきますが、ご契約期間の途中でお受取りになることもできます。 なお、決算の状況によっては配当金がない場合もあります。
支払内容	■死亡・所定の高度障害状態のとき：死亡保険金・高度障害保険金(＋積立配当金※) ■解約されたとき：解約払戻金(＋積立配当金※) ※配当金が生じた場合に積み立てられた金額をいいます。

●加入後の契約は加入時の約款を適用し、一時払保険料は加入時の被保険者の年齢およびその時点の保険料率により計算します。

一時払保険料例表

(保険金額100万円あたりの一時払保険料) (単位：円)

年齢	職員		配偶者	
	男性	女性	男性	女性
45歳	—	—	667,820	621,920
46歳	—	—	674,900	628,550
47歳	—	—	682,030	635,250
48歳	—	—	689,220	642,000
49歳	—	—	696,450	648,810
50歳	703,720	655,670	703,720	655,670
51歳	711,030	662,580	711,030	662,580
52歳	718,370	669,550	718,370	669,550
53歳	725,730	676,570	725,730	676,570
54歳	733,120	683,660	733,120	683,660
55歳	740,540	690,810	740,540	690,810
56歳	747,980	698,040	747,980	698,040
57歳	755,440	705,360	755,440	705,360
58歳	762,940	712,780	762,940	712,780
59歳	770,460	720,300	770,460	720,300
60歳	778,030	727,910	778,030	727,910
61歳	785,620	735,610	785,620	735,610
62歳	793,260	743,390	793,260	743,390
63歳	800,920	751,220	800,920	751,220
64歳	808,590	759,110	808,590	759,110
65歳	816,250	767,050	816,250	767,050

●上記保険料は平成20年1月1日加入を前提としております。
●被保険者の年齢は加入日現在の満年齢で計算し、1年未満の端数については6カ月以下のものは切捨て、6カ月を超えるものは切上げて計算します。

解約払戻金例表

(保険金額100万円あたりの経過年数別解約払戻金額)

加入年齢	男性			
	5年	10年	15年	20年
45歳(配偶者)	約69万円	約72万円	約76万円	約80万円
50歳	約72万円	約76万円	約80万円	約84万円
55歳	約76万円	約80万円	約84万円	約87万円
60歳	約80万円	約84万円	約87万円	約90万円
65歳	約84万円	約87万円	約90万円	約93万円
加入年齢	女性			
	5年	10年	15年	20年
45歳(配偶者)	約64万円	約67万円	約71万円	約75万円
50歳	約67万円	約71万円	約75万円	約79万円
55歳	約71万円	約75万円	約79万円	約83万円
60歳	約75万円	約79万円	約83万円	約87万円
65歳	約79万円	約83万円	約87万円	約90万円

●解約された場合は、その後の死亡・高度障害保険金のお支払いはありません。
●早期解約の場合は、解約払戻金が払込保険料相当額を下回る場合があります。
●上記解約払戻金は平成20年1月1日加入を前提としておりますが、将来改定されることがあります。

ご加入の手続き

加入を希望される方は別送の「全国町村等職員退職者終身保障保険加入依頼書」をご記入のうえ、加入団体(町村または事務組合)へ提出願います。加入依頼された方には改めて申込手続きのご案内をいたします。
この制度に加入された方は任意共済保険の退職後継続加入制度(平成20年1月1日効力発生)には加入できません。

ご契約に際して

ご契約の形態

任意共済保険・医療保障保険のご加入者が団体を経由してご加入いただくこととなりますが、ご加入後の保険金等のご請求、住所変更等の届出等は、団体を経由せず日本生命保険相互会社に直接お申し出いただくこととなります。

- 契約者・被保険者 任意共済保険・医療保障保険に2年を超えて継続加入された職員・配偶者(契約者・被保険者は同一とします)
- 死亡保険金受取人 ご契約者が指定された方
- 高度障害保険金・入院給付金受取人 ご契約者(被保険者)

ご契約日(責任開始日)

- 一時払退職後終身保険・一時払退職後終身保険(配偶者用)の責任開始日は、退職日の直後に到来する1月1日または7月1日とします。ただし、次のとおりとなります。
 1. 日本生命保険相互会社が保険契約の申込みを承諾した後に保険料を受取った場合には、一時払保険料に相当する金額を受取った日。
 2. 日本生命保険相互会社が一時払保険料相当額を受取った後に保険契約の申込みを承諾した場合には、一時払保険料相当額を受取った日。
- 医療保障保険(個人型)の責任開始日は、次のとおりとなります。
医療保障保険[新医療保障保険(団体型)]の責任が終了する日の翌日。

保険期間

- 一時払退職後終身保険: ご契約日(責任開始日)から終身です。
- 医療保障保険(個人型): 保険期間は1年です。保険期間満了日の2週間前までにご契約者から更新しない旨のお申し出がない限り、自動的に更新されます。(ただし、更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が69歳6カ月以下である場合に限りです。)

告知の省略

ご契約の条件(加入資格・契約年齢・保険金額)に該当する方のみが、この保険にご加入いただけます。
この場合、告知を省略してこの保険の被保険者となることができます。

税務上のお取扱い

- 保険料
ご加入者が負担された保険料は、一般の生命保険料控除の対象となります。
※当一時払退職後終身保険・医療保障保険(個人型)以外に一般の生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した年間保険料に基づき計算されます。当一時払退職後終身保険・医療保障保険(個人型)のみの年間保険料に基づき計算されるわけではありません。
- 死亡保険金・・・相続税の課税対象となります。
受取人が法定相続人の場合、本人死亡時の保険金は、(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額について)「500万円×法定相続人数」の金額までが非課税となります。
- 高度障害保険金・入院給付金・・・受取人が被保険者の場合、非課税です。
※被保険者が死亡された場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。
- 解約時受取金(解約払戻金+積立配当金)
一時所得の課税対象となります。
課税対象額=(受取額-払込保険料-50万円)×1/2
* 同年中にその他の一時所得がある場合は合計した額から特別控除額(50万円)が控除されます。
※平成19年8月現在の税制・関係法令等に基づき税務の取扱い等について記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、顧問税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

一時払退職後終身保険・一時払退職後終身保険(配偶者用)

【保険金のお支払い】

■保険期間中の死亡に関しては、死亡保険金が支払われます。また、責任開始日以降の傷害または疾病によって保険期間中に次のいずれかの高度障害状態にいられた場合、高度障害保険金が支払われます。高度障害保険金をお支払いした場合、契約は消滅し、死亡保険金は重複してお支払いしません。

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

【次のような場合、死亡・高度障害保険金はお支払いできません。】

- 本契約のご契約日(責任開始日)からその日を含めて1年以内に被保険者が自殺されたとき。
- 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき。ただし、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、引受保険会社は死亡保険金の残額をその他の死亡保険金受取人にお支払いします。
- 被保険者の故意により、高度障害状態にいられたとき。
- 戦争その他の変乱により、被保険者が死亡・高度障害状態にいられたとき。ただし、その原因により死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めるときは、その程度に応じて、死亡保険金・高度障害保険金を全額または削減してお支払いします。
なお、被保険者が加入時に故意または重大な過失により、事実を告げなかったり、事実でないことを告げたときも支払われなことがあります。
- この保険契約において、保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的があった場合には、この保険契約の全部または一部は無効となり、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

医療保障保険(個人型)

【給付金・保険金のお支払い】

- 入院給付金
・お支払いは、いずれも効力発生日以後に発生した不慮の事故や発病した疾病による保険期間中の5日以上入院に限りです。
・入院給付金は5日以上継続した入院をされたとき、5日目からお支払いします。
・お支払いの対象となる入院は、保険期間中に治療を目的として日本国内の病院または診療所およびこれらと同等と引受保険会社が認める日本国外の医療施設に入院した場合に限りです。
・お支払いは1回の入院について120日分、通算して700日分を限度とします(※支払限度は医療保障保険[新医療保障保険(団体型)]の入院日数または支払日数と通算します。また、重複してお支払いはありません。)
- 死亡保険金
・保険期間中に死亡された場合にお支払いします。金額は入院給付金日額の100倍相当額です。
※手術給付金・退院後通院給付金のお支払いはありません。

ご契約のお申込みに際しては、日本生命保険相互会社から「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり-定款・約款」を必ず受取りご確認ください。
「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり-定款・約款」はご契約に伴う大切なことから記載したもので●クーリング・オフ(お申込みの撤回)●告知義務違反(たとえば、ご契約の際に告知していただいた事項と事実が相違していた場合には、保険会社は保険契約を解除して、保険金等を支払わない場合があります。)
●免責(保険金等を支払わない場合)●解約に関するご注意(解約払戻金は、お申込みいただいた保険料そのままではありません。一時払退職後終身保険の解約払戻金は、契約後しばらくの間は、払込保険料よりも若干少なくなる場合があります。医療保障保険(個人型)の場合は、ご契約後しばらくの間は解約払戻金は全くないか、あってもごくわずかな場合があります。)
●契約内容の変更等、ご契約者にぜひ必要な保険の知識についてご説明しています。必ず一読のうえ、大切に保管してください。
※この保険には「契約者貸付」のお取扱いはありませんので、ご注意ください。

- 日本生命保険相互会社の生命保険募集人は、お客様と日本生命保険相互会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して日本生命保険相互会社が承諾したとき有効に成立します。
- 当制度は全国町村会が生命保険会社と契約時点の約款に基づき締結した一時払退職後終身保険・一時払退職後終身保険(配偶者)・医療保障保険(個人型)に関する事務取扱協定に基づいて運営します。
- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、契約時の保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、契約時の保険金額等が削減されることがあります。保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。(お問合せ先)生命保険契約者保護機構
TEL 03-3286-2820 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

当パンフレットは、平成19年8月時点の当社商品・約款・保険料率等に基づいて記述しております。

引受保険会社 日本生命保険相互会社

日本-国-2007-171-694-M(H19.8.15)
日本-医-2007-171-695-M(H19.8.15)

一時払退職後終身保険

一時払退職後終身保険（配偶者用）

【契約概要】

- この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しています。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- 保険金等のお支払事由の詳細や制限事項等につきましては、当商品のご契約を希望される方に、団体経由でお渡しする書類（「注意喚起情報」「ご契約のしおり一定款・約款」「団体定期保険加入証明書」「お払込保険料ならびにお申込み手続きのご案内」）を必ずご確認ください。なお、当「契約概要」等は、お申込みいただきました後も大切に保管ください。
- お客さまご自身が最終的にお申込みいただくプランの内容や保険料等の数値につきましては、必ず「申込書」にてご確認ください。

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した商品です。ご契約の際に保険料を全額お払込みいただくことにより、以後終身にわたる保障を確保できます。

・終身にわたる死亡保障・高度障害保障

チェック欄

この「契約概要」および「注意喚起情報」「ご契約のしおり一定款・約款」により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

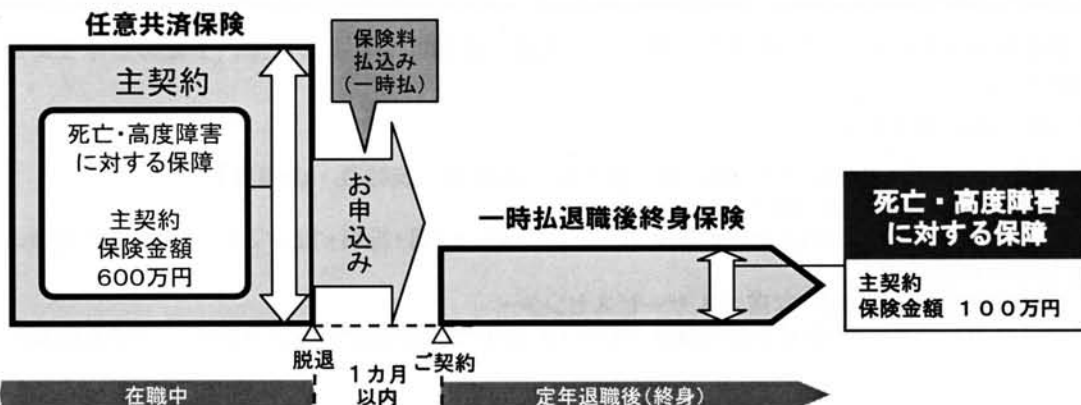
保障内容はニーズに合致していますか。

ご自身が選択された保険金額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

特徴と仕組み：任意共済保険ご加入者の退職後の万一の保障を行います。
ご退職時に保険料を全額お払込みいただくことにより、終身にわたる保障が確保できます。

- 任意共済保険への2年を超えた継続加入が必要です。**
当商品のご契約にあたっては、任意共済保険に退職日直前まで2年を超えて継続してご加入いただく必要があります。
- ご契約できる方は、職員：契約時49歳6カ月超65歳6カ月以下の方、
配偶者：契約時44歳6カ月超65歳6カ月以下の方となります。**
任意共済保険のご加入者本人が契約者ならびに被保険者となります。なお配偶者が加入する際は、一時払退職後終身保険（配偶者用）の契約者ならびに被保険者となります。
- ご契約可能な保険金額は、以下のとおりです。**
職員：任意共済保険の脱退時の保険金額の範囲内でかつ100万円以上3,000万円以下
配偶者：任意共済保険の脱退時の保険金額の範囲内でかつ100万円以上800万円以下とし、職員の加入保険金額と同額以下
- 以下の要件を満たすことにより、告知・診査は不要となります。**
任意共済保険脱退後、1カ月以内にご契約（生命保険契約申込書の提出および一時払保険料の払込み）いただく必要があります。

<ご契約例>



上記ご契約例の保険料例 (一時払)

○記載の保険料は平成20年1月1日加入を前提としております。

○契約年齢は、満年齢で計算し、1年未満の端数については、6カ月以下のものは切捨て、6カ月を超えるものは切上げて計算します。

契約年齢	男性	女性
55歳	740,540円	690,810円
60歳	778,030円	727,910円
65歳	816,250円	767,050円

日本生命保険相互会社

保険期間とお支払事由

保険期間	お支払事由の概要(*)
終身	死亡保険金 死亡されたとき 高度障害保険金 責任開始時以後に生じた傷害または疾病が原因で所定の高度障害状態になられたとき

(*)高度障害保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅し、死亡保険金は重複して支払われません。
お支払い対象となる高度障害状態については、「ご契約のしおり一定款・約款」をご確認ください。

※この保険には特約はありません。

保険料

保険料の払込方法は一時払いです。

配当金

配当金は、ご契約後2年目から、毎年契約応当日に分配され、所定の利息をつけて積立てます。
積立た配当金は、ご契約が消滅したときにお支払いしますが、それ以前でもご契約者からの請求があればお支払いします。
なお、収支状況により配当金が分配されない場合もあります。

解約と払戻金

当商品には解約払戻金があります。
解約払戻金額は、払込保険料よりも少ない金額となる場合があります。

お問合せ先

お手続きや当商品の内容に関するご照会・ご要望・苦情につきましては、下記の日本生命窓口までお問合せください。

<日本生命お問合せ先>

【東京都・千葉県・神奈川県・埼玉県・栃木県・群馬県・茨城県・山梨県】

日本生命保険相互会社 法人サービスセンター

TEL:0120-56-3925【受付時間9:00~17:00(土・日・祝日・12/31~1/3はお取り扱いしていません。)]

【上記以外の道府県】

日本生命保険相互会社 本店法人サービスセンター

TEL:0120-12-3840【受付時間9:00~17:00(土・日・祝日・12/31~1/3はお取り扱いしていません。)]

(社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(「生命保険相談所」・「地方連絡所」の連絡先は <http://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)

また、生命保険相談所が苦情の申出を受けたときから原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、苦情・紛争処理のための公正な機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

医療保障保険(個人型)【契約概要】

- この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- 保険金等のお支払事由の詳細や制限事項等につきましては、当商品のご契約を希望される方に、団体経由でお渡しする書類(「注意喚起情報」「ご契約のしおり-定款・約款」等)を必ずご確認ください。
- なお、当「契約概要」等は、お申込みいただきました後も大切に保管ください。
- お客さまご自身が最終的にご申込みいただくプランの内容や保険料等の数値につきましては、必ず「申込書」にてご確認ください。

**お申込みの前に、当商品の「特徴と仕組み」・お申込内容(保険料・保険金額・給付金額等)が
お客さまご自身のニーズに合致しているかどうかご確認ください。**

チェック欄

- 保障内容はニーズに合致していますか。
- ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

公的医療保険制度の補完的役割を担う、保険期間1年の医療保険です。

特徴と仕組み

新医療保障保険(団体型)からの移行のみのお取扱いとなります。

お申込みの際には所属されている団体経由で「加入依頼書」をご提出ください。
新医療保障保険(団体型)の制度脱退日まで新医療保障保険(団体型)に継続して2年を超えて加入されていた方がご加入いただけます。また、制度脱退日以後1ヵ月以内にご加入手続きを終了していただくことが必要です。

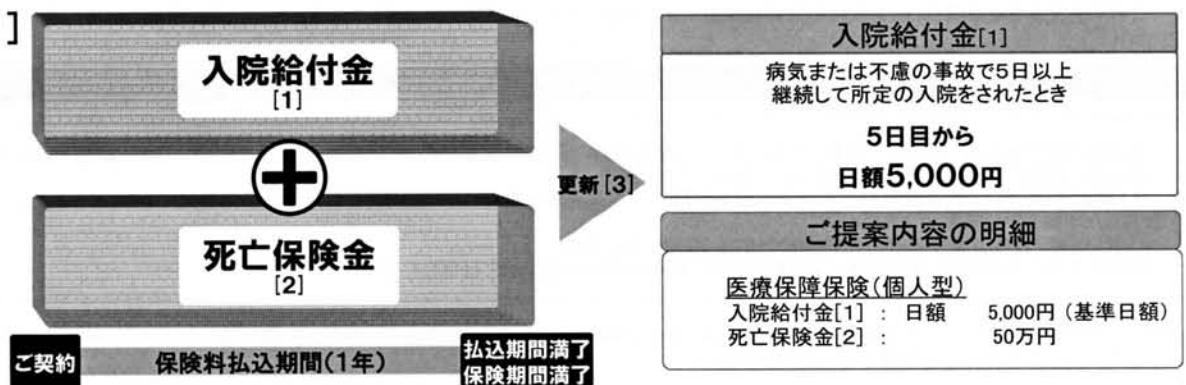
病気または不慮の事故による入院やお亡くなりになられた際の保障が確保できます。

入院給付金の日額は新医療保障保険(団体型)の脱退時にご加入されていた日額の範囲内で、かつ、5,000円・3,000円からご選択いただけます。(増額はできません。)
なお、配偶者は3,000円のみとなります。

ご契約を更新^[3]し、保障を継続することもできます。

「ご検討に際してご留意いただきたい点^[3]」をご確認ください。

【ご提案例】



上記ご提案例の保険料例

保険期間:1年/保険料払込期間:1年/年払・口座振替扱
記載の保険料は平成20年1月1日(計算基準日)現在のものです。
保険料は年齢ごとに性別に関係なく同一です。

年齢	保険料(年払)
50歳-54歳	35,170円
55歳-59歳	46,170円
60歳-64歳	64,300円
65歳-69歳	93,990円

- 当資料には代表的なプラン例を記載しております。お申込内容(保険料・保険金・給付金額等)については、「申込書」を必ずご確認ください。
- お支払事由に関する制限事項やお取扱いできない事項等については、「ご検討に際してご留意いただきたい点」(裏面)を必ずご覧ください。(当資料の[]付数字につきましては、「ご検討に際してご留意いただきたい点」(裏面)の該当箇所を示しております。)

日本生命保険相互会社

ご検討に際してご留意いただきたい点

当資料(契約概要)には、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を示しています。ご検討の際には必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みください。当資料に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「注意喚起情報」「ご契約のしおり一定款・約款」に記載しておりますので、ご確認ください。なお、「ご契約のしおり一定款・約款」につきましては、日本生命窓口までお問合せください。

[1]～[2] 保険金・給付金のお支払いについて

[1]～[2]の保険金・給付金のお支払事由等について、以下に制限事項等についての概要や代表事例を示しています。

詳細は「ご契約のしおり一定款・約款」に記載しておりますので、ご確認ください。

以下の保険金等のお支払いにあたっては、原因となる病気や不慮の事故が責任開始時以後に生じることが必要となります。

■当商品にご加入いただける配偶者について

医療保障保険(個人型)には家族型特約はありませんので、新医療保障保険(団体型)で家族特約としてご加入されていた配偶者については主契約の被保険者として個々にご加入いただくことになります。(被保険者ご本人が加入要件を満たしている場合に限りです。)

保険金・給付金名称	お支払いする保険金・給付金	お支払事由の概要	お支払限度
[1]入院給付金	基準日額×(入院日数-4日)	病気または不慮の事故で5日以上継続して所定の入院をされたとき	1回の入院 120日分 通算 700日分
[2]死亡保険金	基準日額の100倍相当額	死亡されたとき	—

入院給付金について

- ・同一の不慮の事故による傷害または同一の病気によって5日以上継続入院を2回以上された場合は、1回の入院とみなします。
- ・入院給付金のお支払限度については、更新前後および新医療保障保険(団体型)からの移行前後を通算して判定します。

*保険料やお支払事由の変更について

当社は、公的医療保険制度の改正等があり、この保険の計算の基礎またはお支払事由に影響を及ぼすと認められた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険の保険料やお支払事由等を変更することがあります。

[3] ご契約の更新について

更新について、以下に取扱いの概要や制限事項の代表事例等を示しています。

詳細は「ご契約のしおり一定款・約款」に記載しておりますので、ご確認ください。

- ・更新後のご契約については、更新日の約款を適用し、更新後の保険料は更新日の年齢、保険料率により計算します。
- ・更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が70歳をこえる場合には、更新のお取扱いはいたしません。

解約時の払戻金・配当金について

解約時の払戻金・配当金について、以下に概要を示しています。詳細は「ご契約のしおり一定款・約款」に記載しておりますので、ご確認ください。

解約時の払戻金について

- ・この保険を解約または減額された場合の払戻金はありません。

配当金について

- ・配当金がある場合は、以下の方法でお支払いします。
- ・ご契約を更新されない場合:現金でお支払いします。
- ・ご契約を更新される場合:配当金に所定の利息をつけて積立しておき、ご契約が消滅したときまたはご契約者から請求があったときにお支払いします。

その他の注意事項

- ・当資料には代表的なプラン例を記載しております。お申込内容(保険料・保険金額・給付金額等)については、「申込書」を必ずご確認ください。
- ・当資料に記載の年齢は、全て「契約年齢」で記載しております。
 - *「契約年齢」とは、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数については6カ月以下のものは切捨て、6カ月をこえるものは切上げて計算した年齢をいいます。
 - 【例】35歳7カ月の被保険者の方の契約年齢は36歳になります。
- ・被保険者のご契約年齢・保険料率・ご提案内容は、計算基準日に基づいて計算しております。

<退職者終身保障保険に関するお問合せ先>

ニッセイ団体保険コールセンター

フリーダイヤル
(通話料無料)

0120-231-608 または 0120-779-556

受付期間:平成19年10月1日(月)～平成19年11月16日(金)
受付時間:9:00～17:00(土・日・祝日はお取扱いしていません。)

日本生命保険相互会社

(社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(「生命保険相談所」「地方連絡所」の連絡先は <http://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)
また、生命保険相談所が苦情の申出を受けたときから原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、苦情・紛争処理のための公正な機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。